

Smart Data Platform サービス利用規約別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2023年1月30日現在

～2023年2月28日

2023年3月1日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）	Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）
<p>別紙5 リモートアクセス提供条件等</p> <p>2 各メニュー等の提供条件等</p> <p>(1) Flexible Remote Access</p> <p>A 提供条件等</p> <p>(B) リモートアクセス機能に係るもの</p> <p>a 契約者は、Flexible Remote Accessの申込みにあたり、エリアを指定するもの とします。</p> <p>b 当社は、Flexible Remote Accessをベストエフォート（通信速度を確保しない ことをいいます。）として提供します。 ただし、当社が付加機能（帯域確保機能等に係るものに限ります。）を提供する 場合を除きます。</p> <p>c 契約者は、Flexible Remote Accessの利用に係る端末を、当社のサービスサイ ト（https://sdpf.ntt.com/）に掲載する技術基準等に適合するよう維持してい たきます。</p> <p>d Flexible Remote Accessを海外で利用する必要が生じたときは、契約者は、共 通編第32条（契約者の義務）第7項から第10項までに従い必要な措置を行うもの とします。</p> <p>e 当社は、Flexible Remote Accessについて、共通編第32条（契約者の義務）第 1項第16号に定める行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、その通 信を行う回線を検知し、その回線の通信速度を制限します。</p> <p>(C) 最大接続ID数及びメニューに係るもの</p> <p>a 当社は、最大接続ID数に応じてメニューを定め、メニューに応じて1ID当たりの <u>月額定額料金</u>を定めます。</p>	<p>別紙5 リモートアクセス提供条件等</p> <p>2 各メニュー等の提供条件等</p> <p>(1) Flexible Remote Access</p> <p>A 提供条件等</p> <p>(B) リモートアクセス機能に係るもの</p> <p>a <u>当社は、1のテナントにおいて最大16のFlexible Remote Accessを提供します。</u></p> <p>b (略)</p> <p>c (略)</p> <p>d (略)</p> <p>e (略)</p> <p>f (略)</p> <p>(C) 最大接続ID数及びメニューに係るもの</p> <p>a 当社は、最大接続ID数に応じてメニューを定め、メニューに応じて<u>1の料金月</u>に <u>おける1ID当たりの時間料金及び月額上限料金</u>を定めます。</p>

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2023年1月30日現在

～2023年2月28日

2023年3月1日～

B 料金算定方法

(B) Flexible Remote Accessに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において次表に掲げる算定方法及びWeb料金表に基づき、算出されるものとします。

料金種別	内容
<u>月額固定</u> (ID料金)	<p>1 <u>月額固定</u>(ID料金)は、Web料金表に規定する1ID当たりの<u>月額定額</u>料金を用いて算出するものをいいます。</p> <p>2 Web料金表に規定する1ID当たりの<u>月額定額料金</u>には、標準の<u>月額定額料金</u>及び標準の<u>月額定額料金</u>に代えて適用するエリア冗長の<u>月額定額料金</u>（付加機能（エリア冗長機能に係るもの）に限ります。）の利用時に適用するものをいいます。）があります。</p> <p>3 <u>利用時間にかかわらず、最大接続ID数に、Web料金表に規定する1ID当たりの月額定額料金（その最大接続ID数が属するメニューのもの）に限ります。）を乗じたものを月額料金として適用します。なお、月額固定料金は日割りしません。</u></p> <p>4 1の料金月においてFlexible Remote Accessに係る最大接続ID数の変更があった場合は、当社は、その料金月において最大となる最大接続ID数にWeb料金表に規定する1ID当たりの<u>月額定額料金</u>（その最大接続ID数が属するメニューのものに限ります。）を乗じたものを月額料金として適用します。</p>

B 料金算定方法

(B) Flexible Remote Accessに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において次表に掲げる料金種別ごとの算定方法及びWeb料金表に基づき、算出されるものとします。

料金種別	内容
<u>従量上限</u> (ID料金)	<p>1 <u>従量上限</u>(ID料金)は、Web料金表に規定するID当たりの<u>時間料金</u>及び<u>月額上限</u>料金を用いて算出するものをいいます。</p> <p>2 Web料金表に規定するID当たりの<u>時間料金</u>及び<u>月額上限料金</u>には、標準の<u>料金</u>及び標準の<u>料金</u>に代えて適用するエリア冗長の<u>料金</u>（付加機能（エリア冗長機能に係るもの）に限ります。）の利用の際に適用するものをいいます。）があります。</p>

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2023年1月30日現在

～2023年2月28日

2023年3月1日～

3 当社は、従量上限(ID料金)を算出するための1の期間を次のとおり定めます。

1の料金月において、最大接続ID数が同一であってエリア冗長機能の利用の有無も同一である期間（1の料金月において該当する期間が複数あるときは、それらの複数の期間を合算した期間とします。）

4 当社は、従量上限(ID料金)の1の期間における料金（以下本欄において期間料金といいます。）を次のとおり算出します。

(1) 1の期間の合計時間に、その1の期間における最大接続ID数とその最大接続ID数が属するメニューのID当たりの時間料金を乗じて、その期間に係る時間料金を算出します。

(2) (1)の1の期間における最大接続ID数に、その最大接続ID数が属するメニューに係るID当たりの月額上限料金を乗じて、その1の期間に係る月額上限料金を算出します。

(3) (1)で算出した時間料金と(2)で算出した月額上限料金を比較して、いずれか低額となる料金を、その1の期間における期間料金として適用します。

5 当社は、1の料金月において(3)に基づき適用されるそれぞれの期間料金を合算して得た額と、その料金月の最大月額上限料金（その料金月における、それぞれの期間に係る月額上限料金のうち最大となるものをいいます。）を比較して、いずれか低額となる額を、その料金月における月額料金として適用します。

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2023年1月30日現在

～2023年2月28日

2023年3月1日～

<p><u>月額固定（帯域料金）</u></p>	<p><u>1 月額固定(帯域料金)は、Web料金表に規定する帯域に係るプラン（付加機能（帯域確保機能等に係るものに限ります。）に限ります。）の月額定額料金を用いて算出するものをいいます。</u></p> <p><u>2 利用時間にかかわらず、帯域確保機能等に係る月額定額料金（帯域確保（インターネットオプション）機能を併用する場合は、その月額定額料金を含みます。）を月額料金として適用します。</u></p> <p><u>3 1の料金月において帯域確保機能等に係るプランの変更があった場合は、当社は、その料金月において帯域が最大となるプランの月額定額料金を月額料金として適用します。</u></p>

<p><u>従量上限（帯域確保料金）</u></p>	<p><u>当社は、付加機能（帯域確保機能に係るものに限ります。）の利用料金については、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）の1の表に定める「従量上限（メニュー等の変更あり）」の場合の算定方法に基づき、プランに応じて適用します。</u></p>
<p><u>従量上限（帯域確保（インターネットオプション）料金）</u></p>	<p><u>当社は、付加機能（帯域確保（インターネットオプション）機能に係るものに限ります。）の利用料金については、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）の1の表に定める「従量上限（メニュー等の変更あり）」の場合の算定方法に基づき、プランに応じて適用します。</u></p>
<p><u>備考 Flexible Remote Accessの時間料金の算出に用いる合計時間は、1分に満たない端数時間を分単位で切り上げたものとします。</u></p>	

(C) 契約者は、Flexible Remote Accessの利用開始の日を含む料金月の翌料金月から起算して、Flexible Remote Accessの利用終了の日を含む料金月までの利用料金の支払いを要します。

(D) 1の料金月においてFlexible Remote Accessの利用開始と利用終了があった場合は、契約者は、その料金月において利用料金の支払いを要します。

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】 2023年1月30日現在

～2023年2月28日

2023年3月1日～

(E) 契約者がエリア冗長機能を利用する場合は、当社は、(C)に定める支払いを要する期間のうち、エリア冗長機能の利用開始の日を含む料金月の翌料金月から起算してエリア冗長機能の利用終了の日を含む料金月までの間において、標準の月額定額料金に代えてエリア冗長の月額定額料金を適用します。

(F) 1の料金月においてエリア冗長機能におけるの利用開始と利用終了があった場合は、当社は、その料金月において標準の月額定額料金に代えてエリア冗長の月額定額料金を適用します。

(G) 当社は、Flexible Remote Accessの工事費をWeb料金表において定めます。

(H) 当社は、Flexible Remote Accessに係る料金については、共通編料金表通則第1項にかかわらず日本時間（JST）を用いて計算します。

(C) 当社は、Flexible Remote Accessの工事費をWeb料金表において定めます。